

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	2
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (治山林道課)	3
その他	
○令和6年度行政書士試験の実施 (法務文書課)	4

規 則

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和6年7月9日
 高知県知事 濱田 省司

高知県規則第63号
高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。
 別記第8号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（報告及び検査）
第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 4 第一種動物取扱業者であつた者に対する報告等
第24条の2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第18条第1項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から2年間は、期限を定めて、動物の不適な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。
 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 3 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度において、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失ひ、又は第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
 5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第24条の4 第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第20条、第21条（第3項を除く。）、第23条（第2項を除く。）、及び第24条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第20条中「第10条から前条まで」とあるのは「第24条の2の2、第24条の3及び第24条の4第1項において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」と、第24条の3中「第1項」とあるのは「第4項」と、第23条第1項中「第21条又は第4項」とあるのは「第24条の4第1項において準用する第21条第1項又は第4項」と、同条第3項中「第2項」とあるのは「第1項」と、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「第1項」と、同条第5項中「第1項、第2項及び前項」とあるのは「第1項及び前項」と、第24条第1項中「第10条から第19条まで及び第21条から前条まで」とあるのは「第24条の2の2、第24条の3並びに第24条の4第1項において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」及び第24条の3並びに第24条の4第1項において準用する第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）」と、第21条（第3項を除く。）及び第23条（第2項を除く。）中「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因し動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
 5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
 7 略
 8 略
第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 (1)・(2) 略
 (3) 第24条第1項（第24条の4第1項において読み替へて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項若しくは第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 (4) 略

高知県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（野犬等の収容）
第22条 知事は、その職員に、飼養されていない犬及び飼養されている犬であつて保留されていないもの（以下「野犬等」という。）を収容させることができる。
 2 前項の職員は、同項の規定による野犬等の収容を行うため、あらかじめ知事が指定した者を使用することができる。
 3 第1項の職員は、収容しようとする野犬等がその所有者若しくは占有者又はその他の者土地、建物、車両又は船舶内に入った場合において、これを収容するためやむを得ない認めるときは、合理的に必要なものと判断される限度において、その場所（の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の所有者又はこれに代わるべき者が当該立ち入りを拒んだときは、この限りでない。
 4 何人も、正当な理由がなく、前項の規定による立ち入りを拒んではならない。
 5 第1項の職員は、第3項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 6 略
 7 略
 8 略
 9 略
第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定動物の所有者若しくは占有者（特定動物の飼養又は保管の許可又は特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けた者を除く。第31条の2第3項第12号において同じ。）、家庭動物等の所有者若しくは占有者、実験動物の管理者若しくは飼養業者若しくは展示動物の管理者若しくは飼養業者若しくは飼養保管者から必要な報告を求め、又はその職員に、特定飼養施設、飼養施設、施設（実験動物飼養基準第2の(2)に規定する施設、産業動物飼養基準第2の(2)に規定する施設及び展示動物飼養基準第2の(5)に規定する施設をいう。以下同じ。）その他動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設、飼養施設若しくは施設の規模及び構造並びに飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 2 第22条第5項の規定は、前項の規定により立入調査等を行う場合について準用する。
 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第64号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第64号様式及び別記第65号様式を次のように改める。

第64号様式（第25条の2関係）

就労自立給付金支給申請書

就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日及び年齢
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について（いずれか1つを選択してください。）

利用する 利用しない

注 「利用しない」を選択した場合は、原則として保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、「利用しない」を選択した場合であって、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望するときは、別途申し出てください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所又は居所

氏名

個人番号

福祉保健所長 様

<p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町二丁目8番6号</p> <p>イ 氏名 藤原 孝壽</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村楠162番地</p> <p>イ 氏名 岡添 栄子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町家地川665番地</p> <p>イ 氏名 田辺 睦夫</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知乙1543番地</p> <p>イ 氏名 北川 正春</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡吾桑村吾井郷乙476番地</p> <p>イ 氏名 梅原 重義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(令和3年1月農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和37年6月農林省告示第847号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p style="text-align: center;">----- そ の 他 -----</p> <p>行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る令和6年度行政書士試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。</p> <p>令和6年7月9日 一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望月 達史</p> <p>1 試験日時 令和6年11月10日(日)午後1時から午後4時まで</p> <p>2 試験場所 高知市北端町100 高知中学高等学校</p> <p>3 試験の科目及び方法</p> <p>(1) 試験の科目</p>	<p>ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題) 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。</p> <p>イ 行政書士の業務に関し必要な基礎知識(出題数14題) 一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されているものに関して出題する。</p> <p>(2) 試験の方法</p> <p>ア 試験は、筆記試験による。</p> <p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式による。 なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和6年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、アの受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること(令和6年8月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。)</p> <p>ウ 提出書類 受験願書(顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)</p> <p>エ 受験手数料 10,400円 受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。</p> <p>オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法</p> <p>(ア) 郵送配布</p> <p>a 配布期間 令和6年7月8日(月)から同年8月23日(金)まで</p> <p>b 配布請求方法 住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(角形2号のもの)に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること(令和6年8月23日までに必着すること。)</p> <p>名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験</p>	<p>課 住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留</p> <p>(イ) 窓口配布</p> <p>a 配布期間 令和6年7月29日から同年8月30日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。</p> <p>b 配布場所</p> <p>(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和6年7月29日午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで なお、受付期間の最終日(令和6年8月27日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日(令和6年8月27日)は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(https://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 10,400円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。</p>
---	--	--

- (イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。
- (ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとなること。
- (エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。
- 5 特例措置の実施
身体機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期、障害の内容等によっては希望に添えない場合がある。
- 6 合格発表の日時及び方法
- (1) 合格発表の日時
令和7年1月29日(水)午前9時
- (2) 合格発表の方法
- ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)に登載する。
- イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。
- 7 試験に関する問い合わせ先
東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階
一般財団法人行政書士試験研究センター
電話番号03-3263-7700